

特許出願に伴う研究発表の証明について

1. 特許出願は研究発表の前に行なうことが原則ですが、特許庁の指定を受けた学術団体（日本繊維製品消費科学会は昭和 36 年 11 月 29 日に指定）が主催する学術研究集会で発表された研究内容については、日本では例外規定が適用され、発表 6 ヶ月以内であれば特許を出願することができます。
2. この場合、学会長の研究発表の証明が必要です。学会長は、予稿集に掲載された研究発表がプログラムに記載されたとおりに行われた場合、その証明書を発行いたします。
3. したがって予稿原稿には特許出願を考慮し、ポイントとなる研究結果とそのデータを記載しておくことが大切です。学会発表は文書によるものでなければ、例外規定の適用を受けられません。当日発表に利用した LCD、展示ポスターによる図表は、文書に含まれると解釈されています。
4. 口頭の場合は、証明願いの書類を発表当日までに作成し、その後ろにプレゼン資料のコピーを付けたものを持参してください。事前に座長と連絡を取り、発表当日座長にプレゼン資料の確認を依頼して、確認の印を証明願いの書類に受けてください。ポスターの場合も同様に、証明願いの書類を作成し、その後ろに展示資料のコピーを付けたものを持参して下さい。発表当日会場責任者にお願いして、確認の印を証明願いの書類に受けてください。事後、確認印を押すことは一切いたしませんのでご留意ください。
5. 予稿集の発行予定日は事業初日となります。